

理　　由　　書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

城北線は、健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和21年に都市計画決定された路線である。

しかし、沿道の土地利用状況などから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

また、交差する姫路市決定の下寺町線及び新在家線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

太市線は、姫路市西部の街路網を完成し、区域内都市施設配置の根幹となる幹線街路として、昭和32年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、延長の変更を行う。

夢前川左岸線は、夢前川改修工事の施工に併行して宅地開発が行われることに伴い、昭和37年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺市街地形成などの状況から、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、一部区間の都市計画を廃止し、名称を夢前川左岸線と英賀西線に変更する。

北山線は、増大する都市内交通に対処する幹線街路として、昭和39年に都市計画決定された路線である。

しかし、沿道の土地利用状況などから、当該道路に求められる機能が、現道及び周辺道路により確保されていることから、都市計画を廃止する。

荒川線は、交差する姫路市決定の岡田東西線の一部区間の廃止に伴い、交差点部の一部区域の変更を行う。

